

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年5月17日

午前11時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第24号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員
	10番	榎木憲法	委員
	1番	浅田晃弘	副議長

1. 欠席委員 12番 谷口整 委員

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務担当理事	奥谷明君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前11時00分

○委員長（藤本英樹） 本会議、全員協議会に引き続き、ご苦労さまでございます。

なお、会議を始めます前にご報告申し上げます。本日、谷口整委員より欠席の申出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

本日は総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、本日上程され、付託されました議案第24号の審査につきまして、お手元に配布しておりました日程表により審査を行うことといたしますので、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆様、改めましておはようございます。本日は、臨時会開会中の総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本委員長のもと、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今日も町長の方からご挨拶がございましたけれども、今、宇治田原町も新緑の中、お茶が最盛期ということで、非常ににぎわいがありまして、今年はいいお茶ができているというようなことも聞いているところでございます。

そういった中で、今日は谷口議長が入院されているということでございますけれども、本当に早く回復されるようお祈り申し上げるところでございます。

こういう時期になってまいりますと、また雨の時期を心配するわけでございますけれども、今年は5月4日に沖縄県では梅雨入りされたということで、昨年より6日早く、例年より10日早いというようなことを聞いております。本町におきましても、これから雨のシーズン、またゲリラ豪雨、台風という防災対策については、万全な体制を講じていかなければならないというように気を引き締めているところでございます。

また新型コロナウイルスも、ゴールデンウィーク後、感染者が宇治田原町においても増大するのではないかと心配しておりましたが、皆さんがしっかりと感染予防

していただき、行動していただいたおかげをもちまして、そんなに多く感染者が出ていないということです。それでも470名余りの方が既に感染されているということでございます。これからも引き続き感染予防と併せまして、4回目の予防接種ということもいわれております。そういう状況におきましては、また予算的なことにつきましては定例会でお願いする部分ではございますけれども、今言われていますのは、60歳以上で、なおかつ基礎疾患のある方が4回目ということです。また3回目が終わってから5カ月経過したということでございますので、7月ぐらいになりますと4回目のお願いをしていかないといけないという、そういう準備も含めまして、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

そういった中、本日開会中の常任委員会の中で、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということでございます。また後ほど、提案説明をさせていただきますけれども、どうぞよろしくご審査を賜りご可決賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただ今の出席委員数は5名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。日程第1、付託議案審査について。議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは議案第24号、資料概要をもって説明させていただきますと思います。

まず趣旨といたしましては、令和3年8月10日の人事院勧告に基づきまして一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本町の一般職（管理職も含む）、再任用職員、会計年度任用職員、それぞれの期末手当に係る支給月数等の改定を行うところでございます。

改正内容につきましては、まず1つ目は、期末手当支給月数の改定ということでございます。例えば一般職でございますと、2.55月を2.40月ということと0.15月の減額ということでございます。また管理職につきましても、2.15月を2.00月ということと、同じく0.15月の減額というところで考えておると

ころでございます。

2つ目に、令和4年6月期の期末手当の特例ということで、令和4年6月期に支給する期末手当等については、令和3年12月期の期末手当の支給額の0.15月分ということで、その調整額を減じた額を支給させていただくというところで上程させていただいております。

再任用職員及び会計年度任用職員についても調整額を減額して支給というところでございます。施行日につきましては、公布の日から施行というところで予定をさせていただいているところでございます。

参考ということで改正内容(1)と(2)の間の説明が抜けてしまいましたけれども、令和4年度以降の期末手当の6月期、12月期の改定を挙げさせていただいております。合計月数を現行4.45月分を4.30月分ということで考えておるところでございます。簡単ではございますけれども、以上で説明とさせていただきます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第24号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって、議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で今回、総務建設常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員

会報告書を議長宛に提出いたします。ただ今審査いただきました付託議案について、明日5月18日の本会議において、討論される方は討論通告書を本委員会終了後、直ちに議長宛提出ください。

今日は、付託議案1件の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、御礼申し上げます。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時09分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹